

調理師法（昭和三十三年法律第四百七十七号）第三条の二第一項の規定によって、調理師試験を次のとおり実施する。

平成十九年四月十九日

広島県知事 藤 田 雄 山

一 試験の日時

平成十九年八月七日（火）午後一時から午後三時まで

二 試験の場所

- 1 鈴峯女子短期大学（広島市西区井口四丁目六番一八号）
 - 2 福山平成大学（福山市御幸町上岩成正戸一七番地一）
- なお、試験場所の指定は、受験票によって連絡する。

三 受験資格

次のすべての要件に該当する者

- 1 学校教育法（昭和二十二年法律第二十六号）第四十七条に規定する者又は調理師法附則第三項の規定によって学校教育法第四十七条に規定する者とみなされるもの
- 2 調理師法施行規則（昭和三十三年厚生省令第四十六号）第四条に定める多数人に対して飲食物を調理して供与する施設又は営業で、受験願書受付日現在二年以上調理の業務に従事した者

四 試験科目

- 1 食文化概論
- 2 衛生法規
- 3 公衆衛生学
- 4 栄養学
- 5 食品学
- 6 食品衛生学
- 7 調理理論

五 受験手続

- 1 受験願書の受付期間
平成十九年六月十二日（火）から平成十九年六月二十一日（木）まで（受付時間は、午前八時三十分から午後五時まで）。ただし、土曜日、日曜日は除く。
郵送の場合は、平成十九年六月十二日から平成十九年六月二十一日までの消印があるものに限り受け付ける。

2 受験願書の提出先

受験願書は、次のいずれかの場所に提出すること。

- (一) 広島県福祉保健部総務管理局健康増進・歯科保健室（〒七三〇―八五一― 広島市中区基町一〇番五二号）又は広島県各保健所（保健所分室を含む。）
- (二) 呉市保健所生活衛生課（〒七三七―〇〇四― 呉市和庄一丁目二番一三号）

竹原市福祉保健課（〒七二五―〇〇二六 竹原市中央三丁目一四番一号）
三原市保健福祉課（〒七二三―〇〇一四 三原市城町一丁目二番一号）
尾道市健康推進課（〒七二二―〇〇一七 尾道市門田町二二番五号）
尾道市因島福祉保健課（〒七二二―二三二四 尾道市因島田熊町四四八二番地六）
福山市保健所総務課（〒七二〇―〇〇三二 福山市三吉町南二丁目一―番二二号）
府中市保健課（〒七二六―〇〇一一 府中市広谷町九一九番地三）
三次市さわやか市民室（〒七二八―八五〇一 三次市十日市中二丁目八番一号）
庄原市保健医療課（〒七二七―八五〇一 庄原市中本町一丁目一〇番一号）
大竹市保健介護課（〒七三九―〇六九二 大竹市小方一丁目一―番一号）
東広島市保健センター（〒七三九―〇〇〇三 東広島市西条町土与丸一―二三番地）
廿日市市保健センター（〒七三八―八五二二 廿日市市新宮一丁目一―三番一号）
江田島市保健医療課（〒七三七―二二二三 江田島市大柿町大原五〇五番地）
海田町福祉保健部保健センター（〒七三六―〇〇六六 安芸郡海田町中店八番三三
号）

3 提出書類

- (一) 受験願書
- (二) 写真（出願前六か月以内に正面から撮影した上半身・無帽・縦五センチメートル、横四センチメートル）
- (三) 次のいずれかを証明する書類
 - (1) 学校教育法第四十七条に規定する者であること。
 - (2) 調理師法附則第三項の規定によって学校教育法第四十七条に規定する者とみなされるものであること。

(四) 調理業務従事証明書

平成十二年度広島県調理師試験の受験者は、受験票をもって前記(三)及び(四)に代えることができる。

平成十三年以降以降の広島県調理師試験の受験者は、受験票又は不合格通知書をもって前記(三)及び(四)に代えることができる。

4 受験案内等の配布

受験案内・受験願書・調理業務従事証明書は、前記2の場所で配布する。

なお、これら受験案内等を郵便で請求する場合は、連絡用の電話番号を明記し、あて先を明記した返信用封筒（百二十円切手をはった十五センチメートル、二十三センチメートル以上の封筒）を同封すること。

六 受験手数料

六千円

この手数料は、六千円に相当する額の広島県収入証紙を受験願書の定められた欄には
つて納めること。広島県収入証紙には消印をしないこと。

なお、納付された受験手数料は返還しない。

七 受験票の交付

受験票は、試験日の一週間前までに直接本人に送付する。

八 合格者の発表

平成十九年九月六日(木)午前九時に広島県庁、広島県各保健所(海田分室含む)、呉市
保健所生活衛生課、竹原市福祉保健課、三原市保健福祉課、尾道市健康推進課、尾道市因
島福祉保健課、福山市保健所総務課、府中市保健課、三次市さわやか市民室、庄原市保健
医療課、大竹市保健介護課、東広島市保健センター、廿日市市保健センター、江田島市保
健医療課、海田町福祉保健部保健センター、熊野町生活環境課、坂町福祉保健課、大崎上
島町保健衛生課、世羅町保健福祉課にて受験番号を掲示して行うほか、広島県ホームページ
に掲載する。

また、可否を受験者に文書で通知する。

九 問い合わせ先

この試験についての問い合わせは、次のいずれかの場所に行うこと。

1 広島県福祉保健部総務管理局健康増進・歯科保健室(電話(〇八二)五二一三〇七

六〔ダイヤルイン〕又は広島県各保健所(保健所分室を含む。)

2 呉市保健所生活衛生課(電話(〇八二三)二五―三五三六)

竹原市福祉保健課(電話(〇八四六)二二―七一五七)

三原市福祉保健課(電話(〇八四八)六七―六〇六一)

尾道市健康推進課(電話(〇八四八)二四―一九六二)

尾道市因島福祉保健課(電話(〇八四五)二二―〇二二三)

福山市保健所総務課(電話(〇八四)九二八―一六四)

府中市保健課(電話(〇八四七)四七―一三二〇)

三次市さわやか市民室(電話(〇八二四)六二―六一三四)

庄原市保健医療課(電話(〇八二四)七三―一五五)

大竹市保健介護課(電話(〇八二七)五九―二二四〇)

東広島市保健センター(電話(〇八二)四二―三六三〇)

廿日市市保健センター(電話(〇八二九)二〇―一六一〇)

江田島市保健医療課(電話(〇八二三)四〇―三二四七)

海田町福祉保健部保健センター(電話(〇八二)八二三―四四一八)

熊野町生活環境課(電話(〇八二)八二〇―五六〇六)

坂町福祉保健課(電話(〇八二)八二〇―一五〇四)

大崎上島町保健衛生課（電話〔〇八四六〕六二―〇三〇三）
世羅町保健福祉課（電話〔〇八四七〕二五―〇二九四）